

中堅・中小企業の定義

中堅・中小企業の定義は以下を参考のこと。

＜中小企業の定義＞ ※資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす企業

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

※「中小企業・小規模企業者の定義」、中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※常時使用する従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業主による申込みについても、同様に判断します。

＜中堅企業の定義＞

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に規定する者であって、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社。

※「産業競争力強化法」 e-Gov <https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098>

※申込企業が、常時使用する従業員の数が 2000 人を超える法人に直接又は間接の株式を保有される事業者である場合、大企業料金を適用します。他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります